（K様式41）

令和　　年（1～12月）分 アルバイト登録用紙（研究費用）

アルバイト実施者	フリガナ	
	氏　　名	
	住所（居　所）	〒
	住所（住民票）	〒
	生 年 月 日	昭和 平成　　年　　月　　日生
	学 籍 番 号	
	近畿大学内での勤務	該当のものに〇してください。（予定も含む） ① 今年1月～12月中に他研究費扱いでアルバイトをしている。 ② ①以外で今年1月～12月中に近畿大学で勤務している。 例：TA・RA・PD・研究支援者・非常勤教員など。 職員番号： ③ 今年1月～12月中に近畿大学での勤務はありません。
	連 絡 先	
	税 区 分 （裏面の判別フロー参照）	甲 ・ 乙　　◆下記、注釈 3,4 をご一読のうえ選択してください
	就労制限の有無 ※留学生の方のみ記入してください。	□ 就労可 □ 就労不可（週28時間以内就労可能） □ 就労不可（裏面記載なし）　→就労（アルバイト）できません ◆在留カード両面のコピーのご提出をお願いいたします。裏面もご提出ください。
	研究費の種類	科研費 ・ 受託研究費 ・ 共同研究費 ・ 寄附研究費 ・ その他（　　）　◆いずれかを〇で囲んでください。

担当教員	所　　属	
	氏　　名	
	雇 用 期 間	年　月　日 ～　年　月　日

記入日　令和　　年　　月　　日

1.上記住所に本学のマイナンバー収集業務委託業者（富士フイルムシステムサービス）から収集キットを送付しますので、手順に則り書類を準備して返信用封筒にてご返送いただくことになります。

2.この登録用紙は、当年中（1～12月）を有効期間とします。翌年も継続して勤務される場合や、提出内容に変更等が発生した場合は、その都度再提出をお願いします。

3.教職員番号をお持ちの方は近畿大学に登録した税区分と同じ税区分としてください。

4.税区分を甲欄で申請されたい場合は、別途書類が必要ですので、お申し出ください。

○甲・乙　税区分判別フロー

※教職員番号をお持ちの方は近畿大学に登録した税区分と同じ税区分としてください

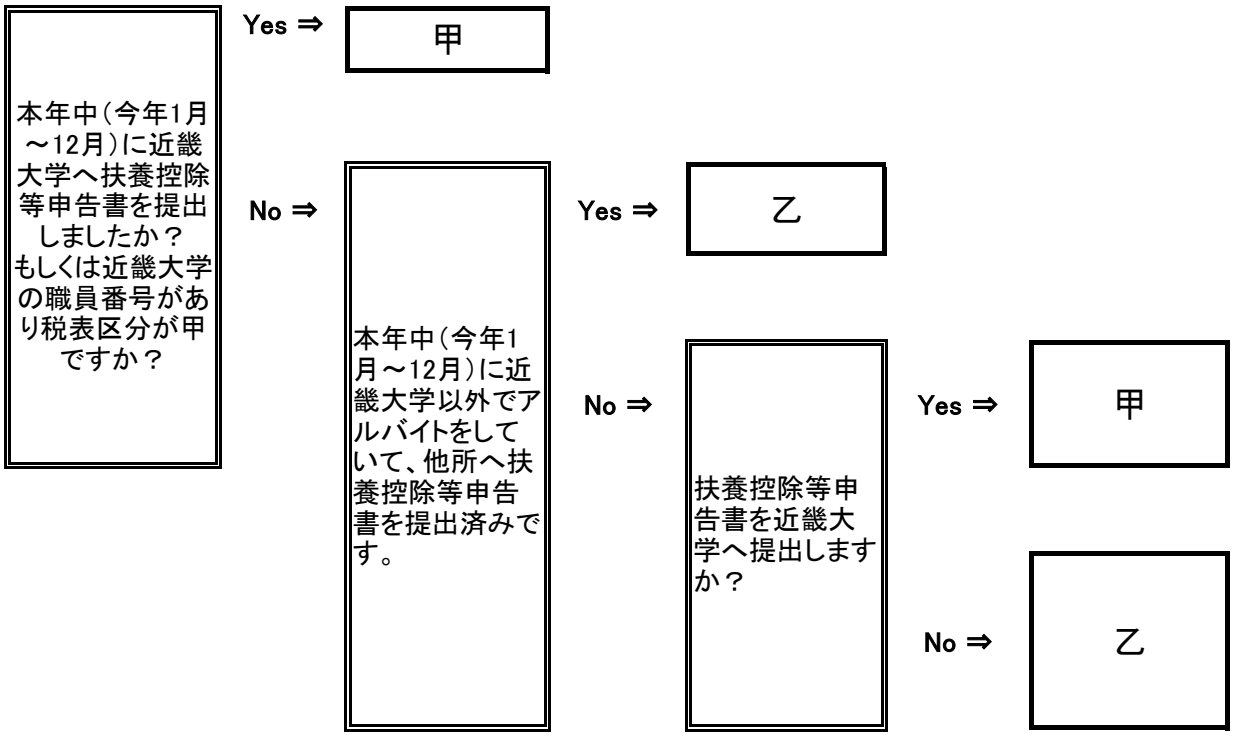

○留学生の「就労制限の有無」の確認方法について

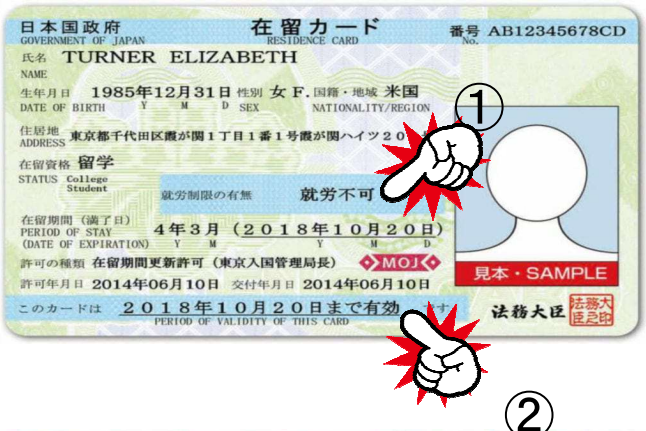

① 就労制限の有無のチェックを行う

【就労不可】

「就労不可」

【就労可】

「就労制限なし」

「在留資格に基づく就労活動のみ可」

「指定書記載期間での在留資格に基づく就労活動のみ可」

「指定書により指定された就労活動のみ可」

②有効期限が切れていないかのチェックを行う

③資格外活動許可願の欄に許可の記載があるかのチェックを行う

【記載なし】 就労不可

【記載あり】 就労可

「許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」

→週28時間まで働くことができます。

「許可：資格外活動許可書に記載された範囲内の活動」

→別途資格外活動許可書の確認が必要です。